

米子瓦斯グループ奨学金支給基準

令和5年1月25日 教務委員会決定

令和7年1月29日 教務委員会改正

米子高専学生への米子ガスグループグローバル推進助成金のうち米子ガスグループ奨学金の支給基準について、次のとおり定める。

1. 本助成金は、米子高専学生の国際性を涵養し、社会貢献できるグローバル人材育成のために支給する。
2. 本助成金の支給対象者は、米子工業高等専門学校に在学し、トビタテ！留学 JAPAN に応募する学生で、書類選考を通過したが面接選考で落選した学生とする。また、海外留学への熱意にあふれ、米子瓦斯への事業報告ができる学生とする。
3. 一人につき20万円を上限とし支給し、トビタテ留学 JAPAN で申請したプログラムの遂行のために必要な費用を補助する。ただし、本校後援会からの助成金（2万円）、専友会からの助成金（3万円）と併用することはできない。また、同一の事業に対して、本校以外の団体等から助成金相当の支給がある場合は、併用可能とする。
4. 助成対象者は2名を基本とする。該当する者がいない場合、次年度へ支給を持ち越す。また、希望者が2名を超える場合、下記のとおりとする。
《前年度からの繰越額があり希望者全員に20万円ずつ支給することが可能な場合》
3項に記載のとおり支給する。
《予算残高不足により希望者全員に20万円ずつ支給することができない場合》
前年度繰越額を合わせた総支給可能額を希望者数で割った額を支給する。
5. 助成金の支給は、本科、専攻科併せて在学中に1回限りとする。
6. 本支給基準は、令和7年4月1日から適用する。